

広島市文化財団が管理する施設の利用について

「緊急事態措置」の終了に伴い、臨時休館していた施設を令和3年10月1日（金）から開館します。
なお、10月14日（木）まで開館時間の短縮等を行う施設は、以下のとおりです。

1 開館時間の短縮等を行う施設

施設名	備 考
合人社ウェンディひと・まちプラザ（広島市まちづくり市民交流プラザ）	21 時までの開館とするが、既に使用許可を受けていて、中止・延期が困難な場合は使用を認める。
広島市公民館（71 館）	
青少年野外活動センター・広島市こども村	10 月 14 日までは日帰りに限って使用可能。宿泊については、使用許可を受けていて、キャンセルが困難な場合は使用を認める。
広島市似島臨海少年自然の家	
広島サンプラザホール	21 時までの開館とするが、既に使用許可を受けていて、中止・延期が困難な場合は使用を認める。

※ マエダハウジング安佐南区図書館は、10 月 6 日（水）まで特別整理期間のため、休館します。

※ 三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターにおいては、令和3年8月11日からの大雨による被害等のため、引き続き休館します。

2 その他

財団主催のイベント等の開催については、広島市の取扱いに準じます。

広島市の取扱い（広島市のホームページ）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/245218.html>

※ なお、財団施設の利用などの詳しい内容については、各施設のホームページをご覧くださいか、直接、各施設へ問い合わせください。

<http://www.cf.city.hiroshima.jp/zaidan/08shisetsu.html>